

平成28年1月より運用開始！！

# マイナンバー制度について

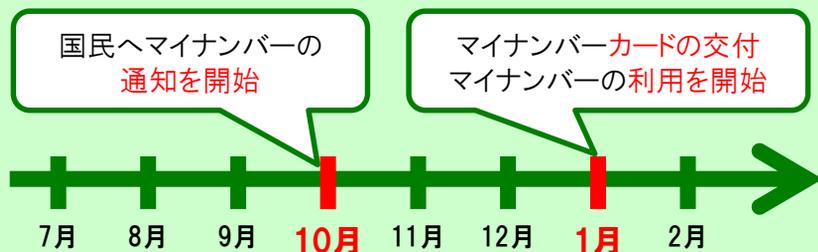
### <マイナンバー制度とは？>

住民票を有する全ての方に番号を付して、社会保障・税金・災害対策に関する情報を効率的に管理するものです。また、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

## マイナンバー制度の開始によって変わることは？

- ① **国民の利便性の向上**・・・行政手続きの際に添付資料が削減できる。
- ② **公平・公正な社会の実現**・・・所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなる。
- ③ **行政の効率化**・・・行政機関や地方公共団体において、作業の重複などの無駄が削減される。

## マイナンバー制度の開始はいつから？



平成28年(2016年)1月からの制度施行にともない、経営者は社内におけるマイナンバー対策を講じる必要があります。

## 経営者が注意しておくべき点とは？

### 情報取得

に関する注意

民間事業者によるマイナンバーの取得は税金と社会保険の手續に使用する場合のみ可能です。

### 利用・提供

に関する注意

取得と同様に、従業員のマイナンバーは法律で定められた手續にのみ利用可能です。

### 保管・廃棄

に関する注意

従業員のマイナンバーは、必要がある場合のみ保管可能です。必要がなくなれば速やかに廃棄・削除します。

### 安全管理措置

に関する注意

マイナンバーを含む従業員の個人情報の取扱は、従来の個人情報よりも厳格におこなう必要があります。

法律に違反した場合、「マイナンバー法」では個人情報保護法よりも法定刑が重くなっています。また従業員等の違反行為に対して、その法人にも罰金刑が科されますので注意が必要です。